



たねどり

町の人口

男	3,512人
女	3,864人
計	7,376人
世帯数	2,911戸
2014年2月末現在	

No. 479

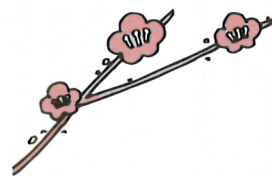


楽しかったね!
雛めぐり



3月2日(日) 奈良県マスコットキャラクター「せん
とくん」と雛めぐりキャラクター「ひいなちゃん」が、
雛めぐりにぎわう土佐街道でデートを楽しみました。

雛めぐりにやってきた子どもたちは、ジャンボ雛をは
じめとしたたくさんのお雛様、そして街道を行く二人の
姿に目を輝かせ、雛めぐりを満喫している
様子でした。



平成26年度 第1回定例会 高取町長 所信表明

平成26年第1回定例会の開会を迎え、当初予算などを審議いただくに当たり、平成26年度の町政運営に関する私の所信を申し述べ、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が町長に就任して6年が経過し、3月2日で2期目の折り返しを迎えました。

その間を振り返ってみますと、町長就任当初は町の財政状況はまさに危機的な状況でありました。バブル景気がはじけ、当時の政府は、政策として景気対策のため公共事業を活発に行いましたが、効果は限定的に終わり、後に「失われた20年」と評されたように、景気の回復が見えないまま、長きにわたって経済不況が続いてきました。

その結果、日本は世界第2位の経済国から転落し、中国の後塵を拝するようになりました。

一方、自治体の運営においては、国の政策により財政再建のため「三位一体改革」の名のもと行政改革を押し進め、地方の自立を促し、市町村が収入で大きく依存する地方交付税を年々大幅に減少させました。そのため、全国的に

多くの市町村が財政難に陥りま

した。特にわが町は、深刻な状況にあり、地方交付税による収入が大幅に減少する中、過去に行っていた事業とともに、健康の森公園事業などのために借りた借金の返済が、重くのしかかるとともに、非常時の時のための貯金にあたる「基金」も、全く底をついた状況でした。

財政の危機を脱するため、皆様のご理解とご協力を得ながら、補助金のカットや報酬職員給与の抑制など、高取町版行政改革を厳しく断行した結果、2期目に入ってから、町の財政状況も少しずつ好転し、「基金」も多少積み立てることができました。

また、老朽化した公共インフラの維持補修など、安全・安心のまちづくりに欠かせない公共施設の改修、維持管理については、緊急性の高い順から実施をするようにしてまいりました。

特に、次代を担う青少年の学びの場であり、災害時には避難場所となる小・中学校の老朽化対策、地震補強は長年の懸案でありましたが、平成24年度の国

の補助金を活用し、25年度末をもって改修を完了することができました。

なお、高取町の財政状況は平成25年度においても黒字を計上出来る見込みであり、一応安定しつつあると認識しています。以上が、これまでの6年間の取り組みの概要です。

しかしながら、高取町が取り組まなければならない行政課題は山積しています。現在は、一時的な危機的な状況からは脱却したものの、財政状況は楽観できるものではありません。

今後、引き続き、「行財政改革を町の最優先課題として位置づけ、政策の実現に取り組みむ必要があると考えます。

平成26年度当初予算編成にあたっては、引き続き「将来に夢や希望が持てる町づくり」の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、新年度の町政運営を行うにあたり、変化するであろう情勢や環境に対する対応について申し述べます。

まず1点目は、4月から実施される消費税率8%の問題です。国において、安倍総理は、長引

く経済の不況から脱却し、日本経済を再生させるための施策として「大胆な金融緩和」と「機動的な財政出動」そして「民間投資を喚起する成長戦略」を「アベノミクス」の3本の矢として実施しています。4月1日からは消費税率が5%から8%に引き上げられ、消費税アップによる増収分によって、少子化、高齢化が進む中で重要な役割を果たす社会保障制度の安定と充実が図られることになりました。

また、最近では、円安の傾向を背景に、輸出関連事業を中心に企業の収益が改善されてきました。これが賃金アップ、さらには国民の消費意欲の回復につながれば、経済再生や財政健全化へと好循環をもたらすと期待しています。しかし、一方では、消費税率アップによる消費の減退、一時的な景気の腰折れをどう乗り切れるかが気になるところです。

町の新年度予算では、消費税アップによる歳出の増加の影響も少なからず出てきますが、町としては、消費税増税による町民の負担を社会保障の安定と充実に活かすための取り組みを進めてまいります。

例えば、「子育て支援」であります。25年度に町議会・市長会が乳幼児医療費助成制度の拡充に向けて県と協議を重ねてきた結果、県の助成制度が拡充され、これまでは就学前の乳幼児の通院費、入院費の補助に対

して助成されていましたが、新年度からは、入院医療費について、中学校卒業前まで市町村が補助をした場合に県から半分が助成されることになりました。

高取町においても、乳幼児医療費助成に関する条例の改正を行い、拡充を図ってまいります。また、子ども・子育て支援法に基づき、新年度に「子ども・子育て支援計画」の策定を行います。そのための審議機関として新たに「高取町子ども・子育て会議」を設けることとし、設置条例案を本定例会に提案してまいります。

さらに、「介護保険事業計画」および「障害福祉計画」についても、新年度で計画期間の最終年度を迎えますので、次期計画の策定に取り組んでまいります。なお、消費税率の引上げに伴う対策として国が創設する「臨時福祉給付金」の支給並びに「子育て世帯臨時特例給付金」の支給にかかる予算も計上したところです。

以上は、一例ではありますが、人口の減少、一層の高齢化社会を迎える中での今後の社会保障の安定・充実に向けて市町村が果たす役割について、適切に対応していきたく考えます。

次に、水道事業特別会計についてであります。

水道料金が消費税率の引き上げに伴い更に高くなること

にかんがみ、4月以降の水道使用にかかると5月以降の料金から、学校用などの区分を除き、基本料金の一部の値下げを行うこととし、本定例会に、高取町上水道事業給水条例の一部改正を提案しています。

各家庭での水の使用量にもよりますが、平均的な家庭であれば、消費税率が引き上げになっても、水道料金はほぼ据え置きまたは若干の料金の引き下げになります。

消費税率の引き上げは、消費生活に少なからず影響を及ぼすものですが、今は、国による経済再生の取組みが早く効を奏していくことが最も重要であり、それによって所得が増加し、新たな雇用が生まれ、そして所得格差の是正につながっていくことが必要です。所得が増加すれば、消費税の引上げに伴う国民の負担感を緩和することにもなりま

すし、何よりも、経済回復の効果が、大都市だけに及ぶのではなく、地方にもしっかりと波及していったほしいと考えている

ところです。

2点目は、奈良県消防の広域化の円滑な移行です。

消防業務に関しては、かねてから奈良県および37市町村で広域化に向けた協議を重ねてきたところですが、4月1日から「奈良県広域消防組合」が発足する予定です。当面は、平成28年5月末までに消防無線のデジタル化を終える必要があるため、通

信システムの更新に取り組みとともに、消防体制の充実・強化を円滑に進めます。大規模な災害が発生したときなどにも機動的に住民の生命と財産を守るように、広域化のメリットを活かした消防力の向上に努めます。

3点目は、高取町が本年度で合併60周年を迎えることです。

昭和29年10月1日に高取町、船倉村、越智岡村の3町村が合併し、現在の高取町が生まれました。

本年度60周年という記念すべき年、人言えば還暦を迎えることになりました。その間、街並みの景観、行事、生活の様子は大きく変化しましたが、後世に残すべきものは残す努力をし、次の世代にしっかりと引き継いでいくことが私たちの使命と考えます。

先の定例会においても、町内の風景、行事、生活の様子を記録保存して、町のPR素材に活用をといったご提言もいただいたところであり、新年度においては、町内の社寺や文化財、生活の様子を1年をかけて記録するとともに、その中から、普段見慣れたものの良さを、改めて見直すきっかけにできればと考えています。

また、町が例年開催している各種事業、イベントの実施に当たっても、これまで以上の気持ちを持って臨んでいきたいと考えています。

4点目は、東京における高取町のPRです。

今春、4月22日から5月18日の間、東京国立博物館において「飛鳥—キトラ2016—」が開催されます。東京国立博物館といえば、過去にモナリザ展やエジプト展が開催された超一級の会場ですが、既に、前評判も高く、大勢の来場者が期待される展覧会であると考えています。

この機会に、東京において橿原・高市広域市町村圏全体の観光PRに活用していこうと3市町村で協議を進めているところであり

平成26年度 当初予算について

平成26年度の予算につきましては、「改革を實行」しつつ「将来に希望の持てるまちづくり」を基本に編成いたしました。

一般会計予算案は、32億2,000万円で、前年度当初予算と比べ、2億2,200万円(7.4%)の増となりました。

前年度に比べ大幅に増額となりましたが、要因のまず第1は、少子・高齢化の一層の進展に伴い、高齢者数が増加し、医療費などにかかる給付が増え、福祉関係給付が今年度に引き続き増加すると見込んだことによるものです。従って、一般会計予算と同様に、国民健康保険特別会計予算にあつては4.15%増、後期高齢者

医療特別会計予算にあつては7.28%増の予算案を組んだところです。

また、町の将来を視野に、行政全般にわたる様々な課題に適切に対応していくため、財政的には依然厳しい中にあつても新規で着手すべき事業については予算を計上いたしました。

以上のような理由から、25年度予算に比べ26年度予算は7%を超える伸びとなったわけではあります。本予算案は、高取町として平成26年度の行政サービスを行っていくために必要な予算であると考えております。

次に、歳入の状況は、次のとおりであります。

税収につきましては、6億7,200万円余を計上し、平成25年度の約6億6,000万円余に比べ、約1,200万円余の増を見込んでおります。

個人住民税およびたばこ税が若干増加し、固定資産税は減収の見込みとなっております。

また、その他の税目については、例年並みと推計しております。

個人住民税の増収は基本的に、景気回復によるものですが、新年度から10年間、個人住民税の均等割が年額500円の引上げになることも増収理由の1つです。これは、平成23年12月に、東日本大震災からの復興を図ることを目的とし、地方税法の臨時特例法が成立し、施行されたことにより平成35年度まで、道府

県民税と市町村民税がともに、均等割額で年額500円が引き上げられることとなったことによるものです。

また、地方交付税については、国の交付税総額では、新年度には景気が回復していく見込みから、地方税収が増加すると見込まれ、やや減額となっております。

高取町に交付される普通交付税額についても、総額として減ると予測されますが、事業費補正による増額などを見込み、約6,000万円の増と見込んでいます。

さらに、国庫支出金については、臨時福祉給付金などや普通建設事業の事業増加に伴い増加し、県支出金については、緊急雇用創出事業が終了したことにより大きく約8,790万円の減となります。

その余については、財政調整基金を歳入不足に充てることと

しています。

以上のように、歳入面では、全体としては、今年度よりも厳しい見込みとなります。

次に、歳出であります。

大きな増加要因のひとつは、扶助費の増であります。扶助費については、全国的な少子高齢化、所得格差の拡大などにより年々増加する傾向があり、新年度においても、高齢者の老人ホーム措置費の増、私立保育所の運営補助の増などが見込まれます。

また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の事業費の増に伴う繰出金の増や新年度の臨時福祉給付金なども含め、民生労働費については、約6,700万円の増で約8億7,200万円余となりました。

また、物件費については、新年度からの消費税率の引上げの影響もあり、既にガソリン代、電気料金の高騰の影響により様々な物品が値上がり予想され、一層の経費節減に努めてまいりたいと考えています。

次に、普通建設事業費であり、赤坂池の改修については、調査・検討を進めてまいりましたが、国庫補助を受けて、さらに耐震

てんいち先生



調査を行うこととしています。また、今年度は老朽化した道路を含めた公共施設の維持補修について、対前年度比約3,650万円増の予算を計上いたしました。

なお、未完成の羽内・藤井間の道路についても、早期完成をめざし、町の取得済みの用地の確認作業を実施します。

さらに、老朽化が懸案となっており、今年度に引き続き予算を繰り越して基本計画の策定を進めますが、新年度では、建設事業にかかる造成費として2,720万円を計上いたしました。

私は本年、年初に「雲外蒼天」の言葉を選びました。「雲外蒼天」とは、どんなに厚い雲が垂れさがっていても、じつと我慢して努力をすれば、やがて雲が切れ明るい太陽が顔を覗かせ、地上を照らしてくれるという意味を表しています。

今の高取町は、町民の皆さんと共に頑張ってきた6年間の努力が実を結び、町の将来に明るい兆しが見えてきたと実感しています。

まさに「雲外蒼天」の時期であり、町民一丸となってすばらしい高取町を作っていくようではありませんか。

新年度においても、行政改革を実行しつつ、高取町の将来に夢のある政策を前進させるため、これからも、町政に対するご理解を賜り、全面的なご協力、ご支援をいただけますようお願いを申し上げます。

高取町長 植村 家忠

野焼きは法律により禁止されています

野焼き(野外焼却)は、ダイオキシン対策のため法律で禁止されています。違反した者は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両方を科せられます。ダイオキシンは、微量であってもがんなどの病気に影響があるとされ、特にプラスチックやビニールなどのごみは、絶対に燃やしてはいけません。

ただし、次のような一部例外もあります。

- 農業・林業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
- キャンプファイヤーなどの学校教育や社会教育活動
- とんど等の風俗習慣上または宗教上の行事

◇問い合わせ
 住民生活グループ

短歌

十代の着物をリメイク割烹着に亡母の十八番のちらし寿司作る
 土家 久子

苔庭を歩む小雀軽やかに早春の日の光ついで
 浦畑 淳子

幾度も雖ほめ城下町巡る遠き日友と巡りしを惟る
 松尾 多希子

俳句

古寺と古寺つなく畦道草萌ゆる
 増田 久子

落花踏む溜まるころ選りて踏む
 増田 なつな

風に舞ふあれは左近の桜かな
 宮原 昭子



国保だより

こんなときは..

国民健康保険被保険者証に
異動はありませんか？



必ず14日以内に届け出を！

以下のことに該当する方は、14日以内に役場窓口へ届け出てください。

※さかのぼって国保を喪失する場合に他保険加入認定日から届出日までに国保を使用すると医療費の返還を請求することがあります。

こんなとき	届け出に必要なもの
職場の健康保険などをやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印かん
職場の健康保険などに加入したとき	国保と職場の両方の健康保険証、印かん
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
退職者医療制度の対象となったとき	年金証書、被保険者証、印かん
被保険者証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの(運転免許証、パスポート等)、印かん

なお、届け出日当日に被保険者証の発行を希望するかたは、必ず身分を証明するもの(運転免許証、パスポート等)をお持ちください。

◎国民健康保険では、次のような場合にも支給が受けられます。

- 出産育児一時金の支給
 - ・被保険者が出産したとき支給されます。
- 葬祭費の支給
 - ・被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行なった方に支給されます。
- 移送費の支給
 - ・医師の指示により、緊急やむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して国民健康保険が必要と認めた場合に支給されます。
- 健康診査等助成制度
 - ・助成できる健康診査は、人間ドック・脳ドックです。
- ・助成を受けることのできる方は、受診日時点で、年齢が満30歳以上75歳未満で、引き続き1年以上高取町国民健康保険の被保険者で保険税を完納されている方です。
- ・受診後、領収書・検査結果表・被保険者証・口座番号のわかるもの・印かんをご持参の上、役場住民福祉課の窓口まで申請してください。
- ・申請期間は平成27年3月31日まで
- ・助成限度額は人間ドック45,000円・脳ドック35,000円です。

◎被保険者証が使えないとき

- 病気とみなされないもの
 - ・健康診断・人間ドック等、予防注射、正常な妊娠・出産、美容整形など
- ほかの保険が使えるとき
 - ・仕事上の病気やけが(労災保険の対象になります)
- 給付が制限されるとき
 - ・故意の犯罪行為や故意の事故、けんかや泥酔による病気やけが、医師や保険者の指示に従わなかったとき

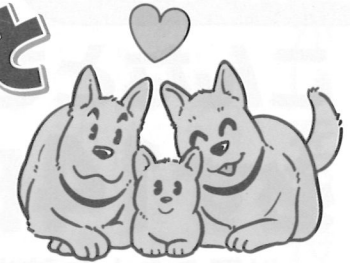
～制度改正のおしらせ～ ○70～74歳の被保険者に係る窓口負担見直し

- ・70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。
 - ・平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)は、70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。(例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。)なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。
 - ・平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方(誕生日が昭和19年4月1日までの方)は、平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。(平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。)窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。
- ※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

◎問い合わせ 保健福祉グループ

平成
26年度

狂犬病予防注射と 犬の登録



あなたが飼っておられる犬を、下記日程表により最寄りの実施場所までお連れのうち、
予防注射と登録をお受けください。なお、平成7年度以降に登録されている場合は、注射のみとなります。

◎ **料金 3,200円**【予防注射代+注射済票交付手数料】

※新規登録される場合は、別途3,000円の登録費用がかかります。

※つり銭のいらないようにお願いします。

※咬傷の恐れのある犬については、口輪をはめる等の適切な処置をされたうえ、お連れください。

● 平成26年度 狂犬病予防注射・登録日程 ●

実施日	実施時間	実施場所
4月22日(火)	9:15~9:25	羽内 福角様宅駐車場前
	9:40~10:00	藤井農業構造改善センター
	10:15~10:35	松山公民館前
	10:50~11:15	下土佐公民館前
	11:30~12:00	観覚寺公民館前
	13:10~13:40	やすらぎ荘前
	13:50~14:20	清水谷公民館前
4月23日(水)	14:40~15:00	森公民館前
	9:30~9:50	与楽公民館前
	10:10~10:40	越智公民館前
	11:00~11:20	車木公民館前
	11:40~12:00	兵庫公民館前
	13:10~13:40	いきいきふれあいセンター前
	14:00~14:30	市尾公民館前
14:50~15:10	役場前	

☆犬は、飼い主が責任を持って飼いましょう。

☆犬の放し飼いは、人に危害を加える恐れがあるので絶対にしないでください。

◎問い合わせ 住民生活グループ



◇動物愛護センター くだ・
アニマルパーク動物愛護課
0745(83)2631
犬の苦情・相談については動物愛護センターに通報・連絡をお願いします。



「子ども医療費助成制度について」

☆「乳幼児医療費助成制度」の助成対象が拡大されます。

平成26年4月から、小学生と中学生の医療費のうち「入院分」が新たに助成の対象となります。

- 中学校卒業までの医療費のうち平成26年4月以降の入院時の保険診療分が助成の対象として拡大されます。
- 小学校入学前までの乳幼児は、これまでどおり、通院・入院ともに保険診療分が助成の対象となります。
- 助成を受けるためには、病院へ医療費をお支払いされた後、保健福祉グループに申請してください。(病院へのお支払いが済んだ後からの申請となりますので、事前に手続は必要ありません。)

■入院医療費助成金の請求方法

下記のものを持って、保健福祉グループへ申請してください。

- ①医療機関に支払った子どもの入院医療費の領収書
- ②子どもの健康保険証
- ③銀行等の通帳(入院医療費助成金を振り込むため)
- ④印かん

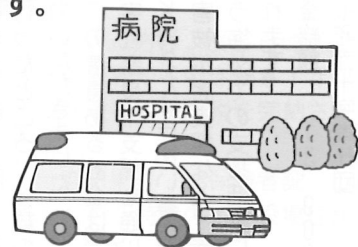
領収書に記載された保険診療による入院医療費本人負担額から、下記の金額(定額の一部負担金)を差し引いた金額を助成します。

- ◎定額の一部負担金
 - ・1か月の入院日数が14日未満の場合500円
 - ・1か月の入院日数が14日以上の場合1,000円

☆「子ども医療費助成制度」の所得制限を4月から撤廃します。

○小学校入学前の乳幼児で、現在、所得制限のため助成制度が非該当となっている方は、下記のものを持って保健福祉グループで受給者証交付の手続を行ってください。

- ①子どもの健康保険証
- ②銀行等の通帳(医療費助成金を振り込むため)
- ③印かん



問い合わせ 保健福祉グループ

4月の臨床心理士による

教育相談

- ◇相談日 4月4日(金)・11日(金)・18日(金)・25日(金)
- いづれも13時から17時(1回約45分の事前予約制)
- ◇相談場所 リベルテホール
- ◇対象者 町内在住の子ども(中学生まで)とその保護者
- ◇利用の仕方 教育委員会事務局へ、電話でお申込ください。0744(52)3715
- ◇費用 相談は無料です。
- ◇その他 高取中学校を拠点校として、スクールカウンセラーによる相談も行っています。日程等につきましては、高取中学校までお問い合わせください。0744(52)2151

子育て支援センター アミイクラブ

今年度も
はじまります

親子で触れ合ったり、お友だちづくりにきてみませんか?気軽に参加してみてください!!

- とき 4月15日(火)10時~11時30分
- ところ たかとり保育園
- 対象者 0~3歳児とその保護者
- 内容 はじめまして!歌遊び お誕生日会
- 問い合わせ
子育て支援センター(たかとり保育園内)
0744(52)4368
- 申込時間 9時~16時まで
- ※会場の都合がありますので、参加を希望される方は開催日の2日前までにお申込ください。



わくわく エンジェル

お友達作りの育児サークル「わくわくエンジェル」に参加しませんか?

- とき
5月7日(水)
10時~11時30分
- ところ
高取町保健センター
- 内容
絵本の読み聞かせ
- 対象者
0歳~未就学園児とその保護者
- 問い合わせ
保健福祉グループ

障がいをお持ちの方の相談

障がいをお持ちの方、障がい児の保護者または介護を行う方などからのさまざまな相談に、相談員が応じます。また皆様の個人情報、慎重に取り扱います。必要な支援以外に使用することはありませんので、「安心ください」。

精神障害者相談については、生活支援センター（相談支援事業所）「ぴあぼくと」へ委託しております。

お気軽にお電話ください。

檀原市久米町664-1

神宮駅前ビル4F

TEL 0744(27)4152

FAX 0744(27)4153

http://web1.kcn.jp/peer-report/
受付時間 月～金
9時～17時30分



知的障害者相談員
上本 千佳子 観覚寺689
TEL 0744(52)2093



身体障害者相談員
川西 康陽 市尾960-4
TEL 0744(52)4423

福祉タクシー制度の利用手続について

本町では、身体障害者手帳1・2級、または療育手帳Aをお持ちの在宅の方に福祉タクシー利用券を交付し、基本料金を助成しています。

現在、この制度を利用されている方がお持ちの利用券の有効期限は、3月31日までとなっています。4月1日以降、引き続きこの制度の利用を希望される方、新たにこの制度の利用を希望される方は、保健福祉グループまで申請手続にお越しく下さい。

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・印かん

【問い合わせ】

保健福祉グループ



赤十字災害救護資器材の配備

日本赤十字社奈良県支部の平成24、25年度の災害救護資器材の配備事業が行われました。この事業は、赤十字活動の推進と周知、地域福祉の推進のため、また不測の災害時における迅速な救護活動のため、災害救護資器材を各地区に配備する事業です。高取町にはクイックテント（平成25年2月）と災害用移動炊飯釜（平成26年2月）が配備されました。この資器材は、県民・町民の皆さまから寄せられた社資と寄付金をもとに購入し配備されるものです。



募金活動にご協力
ありがとうございます。

「たかとり城まつり」において高取町赤十字奉仕団が募金活動を行ったところ、多数の方にご協力いただきました。

この善意あるお金は、日本赤十字社奈良県支部を通じて、NHK海外たすけあい募金に送られ、災害被災者支援など、赤十字が行う海外での支援活動に役立てられます。

募金総額 13,902円

高取町赤十字奉仕団



「人権を 確かめあう日」 高市郡記念集会

◇とき

4月11日（金）受付13時

開会13時30分

◇ところ

明日香村中央公民館

◇集会テーマ

これからの地域づくりを考えよう！みんなで作る私たちのふるさと！

◇記念講演

奈良県人権・部落解放研究所
事務局長 大平 和幸氏

◇問い合わせ

住民生活グループ

合併浄化槽を 設置される方へ

合併浄化槽は、し尿だけでなく河川などの水質汚濁の原因となる家庭雑排水も処理する浄化槽です。

本町では、平成26年度に合併浄化槽を設置される家庭（平成26年度内に設置完了するもの）に補助金を交付します。

補助対象区域は、下水道計画区域外に限られません。

なお、建売住宅・共同住宅・店舗等は補助対象外になります。

補助金交付希望者は、合併浄化槽設置工事を行う前に、所定の申請書（住民生活グループに事前にお越しく下さい）および関係書類を申請受付期間内に提出してください。

◇申請受付期間

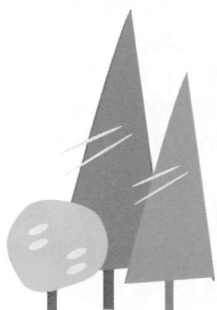
4月1日（火）～5月30日（金）

◇対象浄化槽

5人槽・7人槽・10人槽

◇受付・問い合わせ

住民生活グループ



国民年金

「学生納付 特例制度」の 申請

申請

本人の申請（所得審査がありません）により、在学期中の保険料納付を猶予し、社会人になつてから納めることのできる「学生納付特例制度」があります。

◇対象者

20～60歳未満の国民年金加入者であり、収入がない等の理由で保険料の納付が困難な大学・専修学校等に在学している方。

◇申請受付

4月1日から

◇承認期間

平成26年4月～平成27年3月

◇申請手続

年金事務所から学生納付特例申請書（ハガキ）が送付された方は、申請書に必要な事項を記入のうえ返送ください。

※お手元に申請書が届かない方は、役場での申請手続が必要です。

◇持参品

年金手帳・印かん・在学証明書または学生証の写し（平成26年4月以降に学生であるという証）

◇申請・問い合わせ

住民生活グループ



農地の貸し借り、売買、転用には

『農地法の許可』が必要です！

①農地の貸し借りが行いやすくなっています。

農地の借り受け範囲が拡大されるとともに、農地の借り手を探す事業が創設されました。農地の借り手をお探しの場合はお近くの農業委員まで問い合わせください。

②耕作していない農地・遊休農地に対する指導が強化されています。

農業委員会が年1回農地を調査し、耕作していない農地の所有者への指導・勧告などを行います。農地パトロールや巡回調査にご協力お願いします。③違反転用に対する罰則が強化されています。

許可を受けずに農地を潰したり、別の目的に転用したりすると処分・罰則を受けることにな

ります。農地転用に関する相談はお近くの農業委員までお願いします。

※3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

④農地を相続する場合は届出が必要で

相続等により農地を取得した人は、農業委員会への届出が必要となりました。届出をしなかつたり、虚偽の届出を

すると過料に処せられることとなります。耕作できない場合は貸し借りのあつせんを受け

ることもできますので、詳しくはお近くの農業委員まで問い合わせください。

◇農業委員会事務局
（まちづくり課内）

市民法律講座

身近な法律問題を取り上げ、弁護士が講師となって、一般の方にわかりやすく講義をします。

◇テーマ

弁護士に依頼する方法とポイント

◇とき 4月12日（土）
13時～15時

◇ところ 奈良弁護士会館

◇申込方法

ハガキ・FAXに、テーマ・郵便番号・住所・氏名（ふりがな）・電話番号を記入

◇申込・問い合わせ

奈良弁護士会
〒630-8237 奈良市中筋町22-1
TEL 0742 (22) 2035
FAX 0742 (23) 8319

自衛官募集案内

防衛省では、幹部候補生、一般曹候補生、自衛官候補生等の募集をしています。

幹部候補生

★応募資格 22歳以上26歳未満の人
20歳以上22歳未満で大卒（見込含む／短大は除く）、または外国における学校を卒業した場合で大卒に相当すると認められた人

20歳以上28歳未満の修士課程修了者等（見込含む）
（平成27年4月1日時点）

★受付期間 現在受付中～4月25日（金）

★試験日

1次試験 5月10日（土）筆記試験
5月11日（日）筆記式操縦適正検査
（飛行要員希望者のみ）

2次試験 6月10日（火）～13日（金）のうち
指定する1日

※奈良地方協力本部のホームページからも資料請求ができます。
<http://www.mod.go.jp/pco/nara>

一般曹候補生

★応募資格 18歳以上27歳未満の人
（平成27年4月1日時点）

★受付期間 8月1日（金）～9月9日（火）

★試験日

1次試験 9月19日（金）・20日（土）のうち指定する1日
2次試験 10月9日（木）～15日（水）までの間の
指定する1日

自衛官候補生

★応募資格 18歳以上27歳未満の人
（採用月の1日現在）

★受付期間 男子 年間を通じて行っています。

女子 8月1日（金）～9月9日（火）

★試験日 男子 受付時にお知らせします。

女子 9月25日（木）～29日（月）
までの間の指定する1日

● 問い合わせ

自衛隊橿原地域事務所

TEL.0744-29-9060

4月のごみ収集日

*ごみ搬出は、所定の場所に午前8時30分までをお願いいたします。
 *【 】内は次月の最初の収集日。
 *ごみ分別をおこなわれるときには、ごみパンフレットをご覧ください。

可燃物 [もえる] ごみ

●ごみ110番 ● TEL 0744 (52) 3334 内線 500 住民福祉課
501 環境事務所

月曜日・木曜日コース	火曜日・金曜日コース
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井・市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・森・田井庄・薩摩・佐田
3日・7日・10日・14日・17日・21日・24日・28日【5月1日・8日・12日・15日】	1日・4日・8日・11日・15日・18日・22日・25日【5月2日・9日・13日・16日】

不燃物 [もえない] ごみ

第1・第3火曜日	第2・第4火曜日	第1・第3木曜日	第2・第4木曜日
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井	市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	清水谷・上子島・下子島・上土佐
1日・15日【5月20日】	8日・22日【5月13日】	3日・17日【5月1日】	10日・24日【5月8日】

資源物「リサイクル」ごみ①

第1週・第3週 月曜日	第1週・第3週 水曜日	第1週・第3週 金曜日
市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井
7日・21日【5月7日(特別)】	2日・16日【5月7日】	4日・18日【5月2日】

資源物「リサイクル」ごみ②

第2週・第4週 月曜日	第2週・第4週 水曜日	第2週・第4週 金曜日
市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井
14日・28日【5月12日】	9日・23日【5月14日】	11日・25日【5月9日】

4月の

し尿収集予定表

☆作業の都合上日程が前後する場合があります。
 問い合わせ 住民生活グループ

日	曜日	向本班収集大字	岡本班収集大字	大中班収集大字
4月 1日	火		丹生谷	丹生谷
2日	水	森・佐田	丹生谷	丹生谷
3日	木	薩摩・松山・市尾	丹生谷	丹生谷
4日	金	羽内・藤井・市尾		
7日	月	市尾【曾羽】		
8日	火	谷田・兵庫		
9日	水	田井庄・兵庫		観覚寺
10日	木	兵庫・車木		下土佐・上土佐・下子島
11日	金	越智		上子島・下子島
14日	月	越智・寺崎		吉備・下土佐
15日	火	与楽	観覚寺・下土佐	清水谷
16日	水		下土佐・上土佐・下子島	清水谷
17日	木		下子島・清水谷	下土佐・観覚寺【駅前】

保 健 だ よ り

問い合わせ：高取町保健センター
 電話番号 0744(52)5111
 FAX番号 0744(52)3351

健康相談

とき 4月10日(木)
5月12日(月)

13時30分～15時受付

ところ 保健センター
 対象者 原則40歳以上
 内容 尿検査、身体測定、血圧測定、体脂肪測定、健康に関する相談

持参品 健康手帳(お持ちでない方は、当日、保健センターで交付します。)

◎高血圧、糖尿病、高脂血症など生活習慣病でお悩みの方は、ぜひお越しください。

◎5月12日は管理栄養士による相談【対象人数：4人】があります。希望される方は、4月25日(金)までに保健センターへお申し込みください。

離乳食教室

とき 5月28日(水)

9時50分～10時受付

ところ 保健センター
 対象者 4～9か月児の保護者
 持参品 母子健康手帳、筆記用具など

申込 5月12日(月)～16日(金)までに保健センターへお申し込みください。



ベビーマッサージ教室

とき 5月8日(木)

10時～11時

ところ 保健センター
 対象者 2～7か月の赤ちゃん
 とママまたはパパ

定員 先着10組

費用 資料およびオイル代等で300円

持ち物 バスタオルとお子さんの飲み物(ミルク・お茶など、おむつなど)

申込 4月14日(月)～25日(金)までに保健センターへお申し込みください。

すくすく発達相談

「赤ちゃんのときから目があわなかったり、泣き方が激しかったり・・・」「何となく、落ち着かないように感じる」「お話しはよくできるのに、やりとりがうまくいかないことがある」などといった子どもさんの発達やしつけについて不安を持つ方々を対象に臨床心理士による専門的なアドバイスや相談を行っています。お子様の日常の様子で気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

とき 4月25日(金)

10時30分～15時

ところ 保健センター
 対象者 就園前の乳幼児
 利用方法 予約制です。保健センターへ電話でお申し込みください。(定員があります)。
 費用 相談は無料です



赤ちゃん広場 (育児相談と子育て交流会)

とき 5月12日(月)

10時～11時受付

ところ 保健センター
 対象 乳(幼児)とその保護者
 内容 身体計測、育児等の相談、離乳食相談など
 持参品 母子健康手帳

9～11か月児・3歳6か月児 健康診査

とき 4月22日(火)

【9～11か月児】

13時30分～50分受付

【3歳6か月児】

13時～20分受付

ところ 保健センター

【9～11か月児】

平成25年4月22日～
平成25年7月22日生

【3歳6か月児】

平成22年7月2日～
平成22年10月1日生

内容 身体計測、内科・歯科
 検診、歯科・栄養・保健相談など

※3歳6か月児のみ)尿検査

持参品 問診票、母子健康手帳、尿(3歳6か月児のみ)

いい歯歯(母)教室 (妊産婦交流会(申込制))

とき 4月22日(火)

13時～10分受付

ところ 保健センター
 対象者 妊娠4～8か月の妊婦
 および産婦

内容 歯科検診、歯科相談、助産師による産前産後相談など

持参品 問診票(産婦は申込後に送付)、母子健康手帳

申込 4月7日(月)～4月18日(金)までに保健センターへお申し込みください。

3～5か月児・1歳6か月児 健康診査

とき 4月15日(火)

【3～5か月児】

13時30分～50分受付

【1歳6か月児】

13時～20分受付

ところ 保健センター

【3～5か月児】

平成25年10月15日～
平成26年1月15日生

【1歳6か月児】

平成24年7月2日～
平成24年10月1日生

内容 身体計測、内科・歯科
 検診、歯科・栄養・保健相談など

※1歳6か月児のみ)尿検査

持参品 問診票、母子健康手帳、尿(1歳6か月児のみ)



第9回 市町村対抗 子ども駅伝大会

出場

3月8日(土)、高取町を代表して11名の選手が大会に参加し、それぞれの持てる力を精一杯発揮しました。出場選手は以下のとおりです。ご声援ありがとうございます。

- ・上田 健人 (6年生)
- ・軽澤 良太 (6年生)
- ・関本 承興 (6年生)
- ・樋口 裕月 (6年生)
- ・梶原 大弥 (5年生)
- ・龍田 将吾 (5年生)
- ・奥村 彩夏 (6年生)
- ・米田 瑞稀 (6年生)
- ・馬場 妃奈乃 (6年生)
- ・藤井 遥 (6年生)
- ・藤本 結 (6年生)



平成26年度 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

縦覧期間

平成26年4月1日～平成26年6月2日(土・日・祝日を除く) 9時～16時30分

縦覧の対象者

- ・土地の納税者
- ・土地価格等縦覧帳簿の縦覧(家屋の納税者)
- ・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧(家屋価格等縦覧帳簿の縦覧)

※縦覧を求められる方は、お手持ちの納税通知書・課税明細書または運転免許書等でご本人の確認ができるものを窓口で提示していただきますので、ご協力をお願いします。
※印かんもご持参ください。
◇問い合わせ 税務課

平成26年度 固定資産課税台帳の縦覧について

縦覧期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日(土・日・祝日を除く) 9時～16時30分

縦覧の対象者

当該固定資産の納税義務者および借地・借家人
◇問い合わせ 税務課

歌うPR隊メンバー募集

一昨年夏に結成されたワールドヘリテージクワイヤでは、飛鳥・藤原の歴史・文化遺産の世界遺産登録を目指し、歌を交えて、そのPR活動に参加して下さる方を募集します。

◇内容 月2回のレッスンを受けて、飛鳥地方の学校、福祉施設等を訪問し、各種イベントに出演していただきます。
〔レッスン〕

◇とき 毎月第2・第4金曜日 午前10時～11時30分 (変更の場合あり)

◇対 象 檀原市中央公民館分館音楽室 年齢・経験不問
◇指 導 者 human note
◇費 用 月2,000円



<http://www.city.kashihara.nara.jp/ataka/jigyou/sing.html>

◇問い合わせ

4月11日か25日のレッスン見学にお越しください。
※事前の申込は不要です。
※詳しくは、ホームページをご覧ください。
◇まちづくり課



たかとり放課後児童クラブ 指導員募集

- 勤務地 たかとり保育園
 - 勤務時間 平日 授業終了後(14時～18時) 長期休暇期間 8時～18時(上記時間内のシフト制)
 - 応募資格 保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、社会福祉士の免許のある方もしくは児童福祉、教育等に従事した経験のある方(無資格でも、学童保育に意欲のある方)
 - 雇用人数 若干名
 - 賃 金 時給800円より
 - 期 間 平成26年5月～平成27年3月31日
 - 問い合わせ たかとり保育園 0744(52)3786
- ☆たかとり放課後児童クラブは、高取町がたかとり保育園に委託している事業です。

心配ごと相談所

4月の相談日

- | とき | 水曜日 13時～16時 |
|-----|-----------------------------------|
| ところ | 老人福祉センター 2階 |
| 9日 | 下邨 勲
谷口 善美
(人権相談) |
| 23日 | 奥田 桃代
新田 晃彦
西尾 智明
(一般相談) |
- 〈敬称略〉

◎どうぞ、お気軽にお越しください。

